厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

滋賀県産業安全の日（11月15日）について

労働基準部健康安全課
地方産業安全専門官　谷澤　健太

毎年11月15日は、
滋賀県産業安全の日

厚生労働省キャラクター
「たしかめたん」

準備期間　　11月　1日～11月14日
改善期間　　11月16日～11月30日
無災害運動期間11月　1日～11月30日

滋賀県イメージ
キャラクター
「うぉーたん」

令和４年度 ポスター

令和４年度 リーフレット

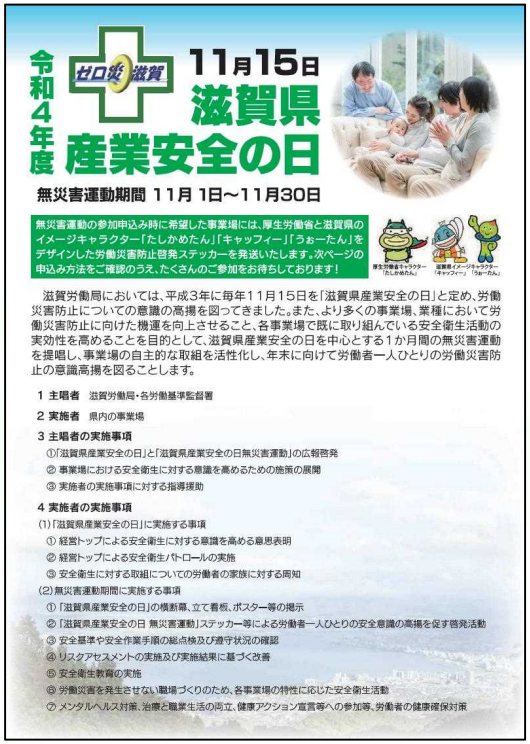

令和４年度は、無災害運動の参加申込み時に希望いただいた事業場に、厚生労働省と滋賀県のイメージキャラクター「たしかめたん・キャッフィー・うぉーたん」をデザインした労働災害防止啓発ステッカーを配布します。
たくさんのご参加をお待ちしております！

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

１.趣旨・目的

　滋賀県民の労働災害防止についての意識高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図るため、平成３年から滋賀労働局が定めたものです。

　また、平成２５年から、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するため「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を展開しており、滋賀労働局では、参加申込の受付け、結果報告のとりまとめ、無災害運動参加証の交付や運動期間中の無災害事業場名の公表などの各種支援を行っています。

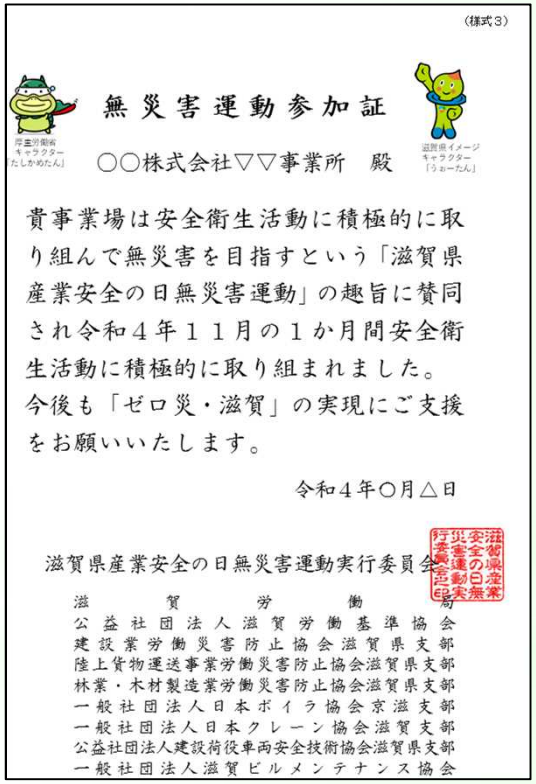

（様式３）

無災害運動参加証

○○株式会社▽▽事業所　殿

貴事業場は安全衛生活動に積極的に取り組んで無災害を目指すという「滋賀県産業安全の日無災害運動」の趣旨に賛同され令和４年１１月の１か月間安全衛生活動に積極的に取り組まれました。
今後も「ゼロ災・滋賀」の実現にご支援をお願いいたします。

令和４年○月△日

滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会

滋賀労働局
公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

２．協賛者

滋賀県
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会

３.主催者

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

滋賀県イメージキャラクター
「キャッフィー」

４.実施者　滋賀県内の各事業場

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

５．実施者の実施事項

（１）「滋賀県産業安全の日」

① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高める意思表明

② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施

③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知

（２）無災害運動期間（１１月１日～１１月３０日）

①「滋賀県産業安全の日」の横断幕、ポスター等の掲示

②「滋賀県産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者一人ひとりの安全意識の高揚を促す啓発活動

③　安全基準や安全作業手順の総点検及び遵守状況の確認

④　リスクアセスメントの実施及び実施結果に基づく改善

⑤　安全衛生教育の実施

⑥　労働災害を発生させない職場づくりのための各事業場の特性に応じた安全衛生活動

⑦　メンタルヘルス対策、健康アクション宣言等への参加等の労働者の健康確保対策

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

６．無災害運動の参加申込み・運動実施・結果報告までの流れ

10月頃にステッカーを発送

1月上旬から無災害運動参加証を発送※

手順１：参加申込み
（申込期間：８月１日～１０月３１日まで）

①【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】から入力
☞入力方法は次のスライドで説明

②滋賀労働局健康安全課まで「様式１:参加申込書」を滋賀労働局健康安全課まで【メールor郵便】で送付
メール：kenkouanzenka-shigakyoku@mhlw.go.jp

※申込時に希望するステッカシート枚数(1シート27枚付き・最大5シートまで)を記載いただきます。

（様式１）

参加申込期限１０月３１日

※参加申込みは手続きが簡単で、結果報告もアンケート形式で回答できる【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】（https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/）からお申込みください。
※郵送、メール等の場合はこちらの様式を滋賀労働局健康安全課（連絡先下記参照）へご提出ください。

令和４年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」参加申込書

令和　年　月　日提出

当事業場は、「滋賀県産業安全の日 無災害運動」の趣旨に賛同し、令和４年 11 月１日から 11 月 30 日までの間に実施される無災害運動に参加します。

事業場の名称	
所在地	〒
事業場の業種	1．製造業　2．建設業　3．運輸業　4．商業　5．その他（　　）
事業場担当者の職氏名、連絡先	職名 氏名　　電話番号　－　－
ステッカー希望の数（希望数をご丸囲みしてください。1シートあたり 27 枚・最大５シートまで）	希望なし・1シート(27 枚)・2シート(54 枚)・3シート(81 枚)・4シート(108 枚)・5シート(135 枚) ※無災害運動期間中に労働者一斉の参加運動として利用いただくため、10 月を目途に滋賀労働局から事業場に郵送発送いたします。配に漏れることのないようご記載願います。
参加事業場の名称（名称のみ）を滋賀労働局ホームページに掲載しますが、掲載を希望されない場合は、左もとご選んでください。	掲載を希望しない
運動期間中の実施予定事項（数字をご丸囲みしてください。（複数回答可）	1．「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示 2．「滋賀県産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者への啓発 3．安全基準や作業手順の策定及び遵守状況の確認 4．リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善 5．事業場トップによる安全意識を高める意思表明 6．事業場トップによる安全衛生パトロール 7．安全衛生の取組についての労働者の家族に対する周知 8．安全衛生教育の実施 9．労働者の健康確保に取り組む（(1) ～ (3) に該当する場合は□を、(4) の場合は内容を記載ください。） (1) メンタルヘルス対策に取り組む。 (2) 治療と職業生活の両立に取り組む。 (3) 健康アクション宣言（協会けんぽの被保険者のみ）又はこれに類するものに参加 (4) その他（　　） 10．1～9以外の活動を行う（内容の記載をお願いします。）。 概要：（　　）

用紙していただいた団体がございましたら、様式に回答記入してください。

（公社）滋賀労働基準協会	〒520-0806 大津市打出浜 14-15 滋賀ビル 4F	（一社）日本ボイラー協会滋賀支部	〒604-8261 京都市中京区御池通小路東入ハ子御前ビル 2F
建設業労働災害防止協会滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18	（一社）日本クレーン協会滋賀支部	〒522-1212 東近江市蒲町 296
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部	〒524-0104 守山市木浦町 2288-4	（公社）建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部	〒520-0043 大津市中央 4-5-33 SK ビル 2-C
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部	〒520-2144 大津市大賀 4-17-30 滋賀県林業会館内	（一社）滋賀ビルメンテナンス協会	〒520-0048 大津市浜町 20-11 久保ビル 3 階
上記以外（団体名　　）			

（〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 14-15　滋賀労働局健康安全課　TEL:077-522-6660　FAX:077-522-6625）
Email:　kenkouanzenka-shigakyoku@mhlw.go.jp　注：mhlw の 11 は、エルです。

手順２：無災害運動の実施
（運動期間１１月１日～３０日）

前ページに記載した『実施者の実施事項』を参考に、各事業場で無災害運動期間に安全衛生活動に取り組んでいただきます。

（例）ステッカーを運動期間中、更衣室ロッカー、社用車などに貼付し啓発活動を行う。

手順３：結果報告
（報告期限：１２月１５日まで）

①【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】から参加申込みした事業場
➡１１月１日 １６時頃に受付サイトから送付されるアンケートに回答いただき１２月１５日までに返送

②【メールor郵便】で参加申込した事業場
➡「様式２ 結果報告書」を滋賀労働局健康安全課までメールor郵便で送付する

滋賀県イメージキャラクター「キャッフィー」

※結果報告時に希望された事業場に
・無災害運動参加証の交付
・運動期間中無災害事業場名の滋賀労働局ホームページへの掲載
をいたします。

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

７.無災害運動の【受付サイト】からの参加申込み方法

無災害運動の参加申込みは、専用フォームの入力でパソコンやスマートフォンから手続き簡単、結果報告もアンケート形式で回答できる【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】からお申込みをお願いします。

①「労働局 受付サイト」等で検索し下記サイトをクリックするか、 右のQRコードを読み取る。 https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

② 説明会を開催する労働局で「滋賀」をクリック

③ 滋賀労働局にて開催予定の説明会一覧から「滋賀県産業安全の日 無災害運動 参加申込み」をクリック

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

令和４年度は無災害運動参加申込み事業場に労働災害防止啓発ステッカーを配布します。

７.無災害運動の【受付サイト】からの参加申込み方法（続き）

④ 申込内容を確認し、「お申込みはこちら」をクリック

※概要・注意事項に記載の内容を必ずご確認願います。

⑤ 申込みフォームに必要事項を入力し、「この内容で申込む」をクリック

※申込み完了後受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

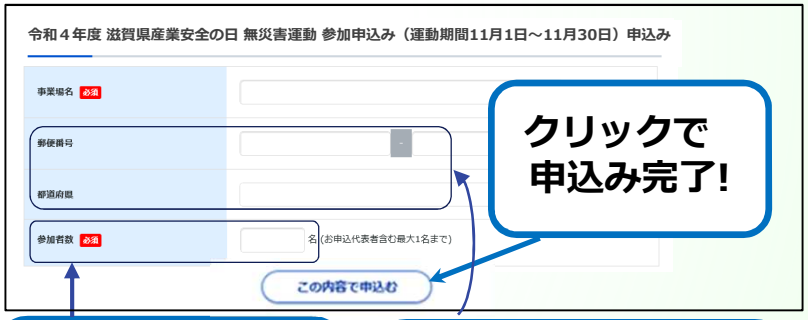

参加者数は「ｽﾃｯｶｰｼｰﾄの希望枚数」(最大５まで)と読み替えて入力してください。**（例）1名→1ｼｰﾄ**

必須入力にはなっておりませんが啓発ステッカーを発送するため**郵便番号・所在地等を必ず入力**してください。

⑥参加申込みいただいた事業場に10月頃から順次ステッカーを発送いたします。
無災害運動期間に入りましたら各種取組を実施願います。

【お願い】11月1日 16時頃、申込みフォームに登録したメールアドレスに送信されるアンケートにご回答いただく方法により、無災害運動の実施事項等について結果報告をお願いいたします。
(12月15日〆切)

滋賀県イメージキャラクター
「うぉーたん」

毎年11月15日は

滋賀県産業安全の日

８.その他

・【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】はスマホからもお申込み可能です。

・従来の郵送・メール等でのお申込み様式は滋賀労働局ホームページで公開しています。「滋賀県産業安全の日」と検索もしくは下記QRコードを読み取りいただき、関連情報や各種様式を入手願います。

滋賀県産業安全の日・無災害運動について、 滋賀県産業安全の日

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/musaigaiundou.html

無災害運動に参加いただき、滋賀労働局管内ワースト４災害「転倒・腰痛等・墜転落・はさまれ、巻き込まれ」防止のため現場内の危険箇所がないか「たしかめ」て「改善」し職場の『安全』を勝ち取りましょう！

『滋賀県産業安全の日』に関するお問い合わせは、
滋賀労働局健康安全課までお願いいたします。
（〒520-0806 大津市打出浜１４-１５ 滋賀労働総合庁舎５階　TEL077-522-6650）